

都市計画道路千里丘朝日が丘線 構造物予備設計及び墓地移転検討業務特記仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 この特記仕様書は、都市計画道路千里丘朝日が丘線構造物予備設計及び墓地移転検討業務に適用する。

(目的)

第2条 本業務は、令和2年8月13日に都市計画事業の認可を受けた都市計画道路千里丘朝日が丘線（千里丘工区）について、関係機関及び利害関係者との合意形成を図ったうえで、構造物予備設計及び墓地移転検討を行うことを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この仕様書における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 「監督員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者をいう。
- (2) 上記以外の用語については、「設計業務等共通仕様書」（大阪府都市整備部監修）による。

(資格者の配置)

第4条 受注者は、直接雇用（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）し、次に該当する者を管理技術者として配置しなければならない。

- (1) 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。）又は「建設部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。
- 2 受注者は、直接雇用（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）し、次に該当する者を照査技術者として配置しなければならない。
- (1) 技術士法による二次試験のうち技術部門を「総合技術監理部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。）又は「建設部門」（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とする者に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。

※ 管理技術者と照査技術者は兼務できない。

3 受注者は、直接雇用（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は認めない。）し、次の各号に該当する者を担当技術者として配置しなければならない。

- (1) 技術士法による二次試験のうち「総合技術監理部門」（選択科目を「道路」とするものに限る。）又は技術部門「建設部門」（選択科目を「道路」に限る。）に合格し、同法による登録を受けている者。

(2) 技術士法による二次試験のうち「総合技術監理部門」(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は技術部門「建設部門」(選択科目を「土質及び基礎」に限る。)に合格し、同法による登録を受けている者。

※ (1)の担当技術者と(2)の担当技術者は兼務できる。

※ 担当技術者と管理技術者は兼務できるが、担当技術者と照査技術者とは兼務できない。

(照査計画作成及び照査の実施)

第5条 照査技術者は、照査計画を作成し、照査に関する事項を、あらかじめ業務計画書に記載しなければならない。

2 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに照査技術者自身による照査を行わなければならない。

3 照査技術者は、業務完了に伴って照査計画を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名・捺印のうえ管理技術者を通して報告書として監督員に提出するものとする。

(提出書類)

第6条 受注者は、本業務の着手に先立って契約締結後遅延なく必要な書類を整えて、発注者に提出しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 業務着手届 | 1部 |
| (2) 管理技術者届 | 1部 |
| (3) 照査技術者届 | 1部 |
| (4) 担当技術者届(管理技術者と兼務の場合は除く。) | 1部 |
| (5) 工程表 | |

なお、各技術者届については、「第4条 資格者の配置」に示す「直接雇用している者」及び「技術士の登録部門及び科目」が確認できる書類を添付すること。

(打合わせ協議)

第7条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

2 次に示す業務段階においては、管理技術者と監督員は打合せを行うものとする。また、発注者と関係機関との協議に受注者が同席し、打合せを行う場合もある。

(1) 初回打合せ : 1回

(2) 中間打合せ : 7回

- | | |
|----------------------------|------|
| ・地質・土質調査打合せ | : 1回 |
| ・都市計画道路千里丘朝日が丘線本線縦断修正設計打合せ | : 1回 |
| ・橋梁予備設計打合せ | : 1回 |

- ・道路擁壁及び民有地掘割部擁壁等予備設計打合せ : 2回
 - ・墓地造成計画予備設計打合せ : 2回
- (3) 納品時打合せ : 1回

(業務計画書)

第8条 受注者は、契約締結後、すみやかに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

2 業務計画書には、契約図書に基づき、下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果の品質を確保するための計画
- (7) 成果品の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む。）
- (10) 使用機械の種類、名称、性能（一覧表にする）
- (11) 設備計画
- (12) 使用する主なソフトウェア
- (13) その他

なお、受注者は、設計図書において照査技術者による照査が定められている場合には、照査計画について記載するものとする。

「(2) 実施方針」又は「(13) その他」には、「第13条 個人情報の取扱い」、「第14条 安全等の確保」、「第15条 行政情報流出防止対策の強化」及び「第16条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置」に関する事項を含めるものとする。

3 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4 監督員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出しなければならない。

(貸与資料)

第9条 発注者は、次の各号に定める資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 都市計画道路千里丘朝日が丘線概略設計委託業務 成果品 1式
- (2) 都市計画道路千里丘朝日が丘線用地測量業務 成果品 1式

(成果品の提出)

第10条 受注者は、本業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに

提出し、検査を受けるものとする。

提出部数は2部とし、次の成果品一式をA4サイズのパイプ式ファイル綴じで提出することとする。

- (1) 報告書
- (2) 電子データ (CD-R 等)
- (3) パース図 (鳥瞰図A3サイズ3枚、透視図A4サイズ6枚)
- (4) その他、本業務の実施にあたり作成した電子情報、写真等

電子データのファイル形式は「docx. xlsx. pptx. (Micro Soft)」、「shp (GIS データ)」、「ai (Adobe イラストレーター)」等の一般汎用データ形式とし、これら電子データがすべて発注者にて処理、加工、修正が可能な状態で納品することとする。なお、設計図の電子データについては、AutoCAD で作成した図面のうち、監督員が指示する図面については Jw_cad に変換し、両方の形式で納品するものとする。

(再委託)

第11条 受注者は、地質・土質調査の「主たる部分」である次の各号に掲げるものは、これを再委託することはできない。

- (1) 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 2 受注者は、地質・土質調査以外の業務における「主たる部分」である次の各号に掲げるものは、これを再委託することはできない。
- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 3 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
- 4 受注者は、第3項に規定する業務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 5 受注者は、本業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに本業務を実施しなければならない。
- なお、協力者は、吹田市の測量・建設コンサルタント等の入札参加有資格者名簿に登録されている者である場合は、吹田市の指名停止期間中であってはならない。

(守秘義務)

第12条 受注者は、本業務の実施に当たって、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 契約書第1条第5項の規定により、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

- (3) 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第8条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- (4) 本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務完了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (5) 取扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務のみに使用し、他の目的に使用してはならない。また、発注者の許可なく複製・転送等をしてはならない。
- (6) 本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料(書面、電子媒体)について、発注者への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行わなければならない。
- (7) 本業務の処理上知り得た情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又はそのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第13条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務実施についての個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)等関係法令のほか、発注者が別途定める取扱いに基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、本業務の実施にあたって、別添1の「個人情報の取扱いに関する特記事項」を履行しなければならない。
 - 3 受注者は、管理技術者及び担当技術者に対して、本業務の実施にあたっては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)の目的に十分配慮するように周知徹底を図らなければならない。
 - 4 受注者は、管理技術者及び担当技術者以外の者(ただし、受注者が個人情報を取扱う者として発注者に届出た協力者又は協力者の使用人は除く。)に個人情報を取扱わせることはできない。

(安全等の確保)

- 第14条** 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、本業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。
- 2 受注者は、屋外で行う本業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、本業務の実施中の安全を確保しなければならない。
 - 3 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、事故が発生しないよう管理技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
 - 4 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う本業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。

8 受注者は、屋外で行う本業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

(行政情報流出防止対策の強化)

第 15 条 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について、適切な流出防止対策をとらなければならない。

2 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報の取扱いについては、関係法令を遵守するほか、発注者が別途定める取扱いを遵守しなければならない。

(暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置)

第 16 条 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否することとし、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行わなければならない。

なお、協力者が不当要求を受けたことを認知した場合も同様とする。

2 受注者は、前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を書面にて発注者に報告しなければならない。

3 第 1 項及び第 2 項の行為を受注者が怠ったことが確認された場合には、発注者は受注者に対し、指名停止等の措置を講じる場合がある。

4 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

(保険加入の義務)

第 17 条 受注者は、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(身分証明書の携帯)

第18条 受注者は、発注者から本業務に従事する者の身分証明書の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。

2 本業務に従事する者は、権利者等から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明書を提示しなければならない。

3 受注者は、本業務が完了したときは、速やかに、身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第2章 業務内容（その他）

(現地踏査)

第19条 受注者は、現地踏査を実施し、調査の目的、主旨に合致した調査が可能であるか、及び調査員・第三者の安全、調査時の周辺状況への影響を確認し、適切な調査位置、調査時期（調査日・時間）の設定、調査員の配置計画、調査工程の計画等の実施計画を作成し、監督員に提出するものとする。

また、設計図書に示す路線の沿道区域における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況、用地条件等の周辺状況並びに文化財の把握・確認を行うとともに、貸与資料と現地の整合性を目視により確認し、必要に応じて写真撮影を行うものとする。

あわせて、工事用道路・施工ヤード・工事により影響を及ぼす範囲等の施工性の判断に必要な現地状況に加え、現地での交差道路、用排水系統等の現地状況の確認及び道路計画での検討に必要なと考えられる構造物の位置等の基本的事項の把握を行うものとする。

(照査技術者による報告)

第20条 「第3章 地質・土質調査」、「第4章 都市計画道路千里丘朝日が丘線本線縦断修正設計」、「第5章 橋梁予備設計」、「第6章 道路擁壁予備設計」、「第7章 民有地内掘割部擁壁等予備設計」、「第8章 墓地移転計画予備設計」、「第9章 千里丘1号線道路予備設計」の各業務における各段階の照査が実施されるとともに、その後の業務が適切に行われるよう、照査体制強化を目的に、照査技術者が最適な実施時期に照査結果を発注者に報告するものとする。

なお、報告時期については、各業務の難易度、計画及び設計条件を踏まえたうえで、原則、初回打合わせ時に発注者と協議するものとする。

(条件明示シートの作成)

第21条 受注者は、「第4章 都市計画道路千里丘朝日が丘線本線縦断修正設計」、「第5章 橋梁予備設計」、「第6章 道路擁壁予備設計」、「第7章 民有地内掘割部擁壁等予備設計」、「第8章 墓地移転計画予備設計」、「第9章 千里丘1号線道路予備設計」の各業務を進めるうえで、受発注者が確認した設計条件等のうち、埋設物情報、関係機関協議状況、詳細設計時に必要な検討事項、施工上の留意点など、詳細設計履行条件及び工事施工条件となる情報を別

途とりまとめるものとする。

とりまとめにあたっては、詳細設計発注時まで必要となる関係機関協議内容及び詳細設計実施にあたり提示すべき設計条件について、記入漏れ等が無いよう発注者の確認を受けたうえで成果品として納品するものとする。

第3章 業務内容（地質・土質調査）

（調査目的）

第22条 土質調査は、「第5章 橋梁予備設計」、「第6章 道路擁壁予備設計」、「第7章 民有地内掘割部擁壁等予備設計」、「第8章 墓地移転計画予備設計」に必要な基礎数値（土質定数等）を得ることを目的とする。別業務で実施予定の詳細設計の際に、追加調査が発生することがないように調査を実施することを原則とする。

- 2 ポーリングは、主として土質及び岩盤を調査し、地質構造や地下水位を確認するとともに、必要に応じて資料を採取し、あわせて原位置試験を実施するために行うことを目的とする。
- 3 標準貫入試験は、原位置における地盤の硬軟や締め具合の判定及び土質構成を把握するための試料採取することを目的とする。
- 4 解析等調査業務は、調査周辺に関する既存資料の収集及び現地調査を実施し、地質・土質調査で得られた資料を基に、地質断面図を作成するとともに、地質・土質に関する総合的な解析とりまとめを行うことを目的とする。
- 5 「第7章 民有地内掘割部擁壁等予備設計」を行うにあたり、既存擁壁に係る資料がないことから、鉄筋の有無・擁壁の厚みを確認するため、非破壊試験（衝撃弾性波試験）を実施する。

（土質の分類）

第23条 土質の分類は、JGS0051（地盤材料の工学的分類方法）によるものとする。

（調査総則）

第24条 調査箇所については、別添2の「地質調査予定箇所図」に示す3箇所を予定しているが、調査箇所の詳細な位置については、土地所有者を含む利害関係者等（以下、「地元関係者」という。）の意見を聴取したうえで、打合わせ協議により決定するものとする。

- 2 受注者は、地質・土質調査の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合には、原則、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し、指示があれば、それに従うものとする。
- 4 受注者は、地質・土質調査の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説

明資料及び記録の作成を行うものとする。

- 5 受注者は、調査地点で地下埋設物（電話線、送電線、ガス管、上下水道管、光ケーブルその他）が予想される場合は、監督員に報告し関係機関と協議のうえ現場立会を行い、位置・規模、構造等を確認するものとする。
- 6 発注者の指示に基づき、受注者の労苦により地元関係者から既存資料の貸与を受けた場合には、貸与を受けるに要した経費については発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。
- 7 受注者は、公有地又は私有地に入る場合には、監督員及び関係者と十分な協調を保ち、地質・土質調査を円滑に進捗するよう努めなければならない。
- 8 受注者は、地質・土質調査実施のため植物伐採、垣・柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとする。なお、これら当該土地所有者又は占有者の許可については、発注者及び受注者が協力して得るものとする。
- 9 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、発注者と受注者が協議のうえ、別途、定めるものとする。

（調査及び試験）

- 第 25 条** 受注者は、第 14 条に基づき安全確保に努めるほか、付近住民・通行者・通行車両等の第三者の安全確保のために必要な措置（各種指針・要綱・必携等記載措置）を講じなければならない。
- 2 受注者は、調査に伴う騒音振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
 - 3 試験方法及び器具は、J I S 等によるものとする。
 - 4 調査内容及び試験内容は、設計書によるものとする。

（解析等調査業務）

第 26 条 解析等調査業務の内容は次の各号に定めるところによる。

- (1) 既存資料の収集・現地調査
 - ① 関係文献の収集と検討
 - ② 調査地周辺の現地調査
- (2) 資料整理とりまとめ
 - ① 各種計測結果の評価及び考察
 - ② 異常データのチェック
 - ③ 資料の観察
 - ④ ボーリング柱状図の作成
- (3) 断面図等の作成
 - ① 地層及び土性の工学的判定
 - ② 土質又は地質断面図等の作成。なお、断面図は着色するものとする。
- (4) 総合解析とりまとめ

- ① 調査地周辺の地形・地質の検討
- ② 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ③ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ④ 地盤の透水性の検討（現場透水試験や粒度試験等を実施した場合）
- ⑤ 調査結果に基づく基礎及び擁壁形式の検討（各種形式の適用に関する一般的比較検討に限る。）
- ⑥ 設計・施工上の留意点の検討

（報告書作成）

第27条 受注者は、業務の目的を踏まえ、調査の各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。

- 2 受注者は、業務報告書の作成にあたっては、その検討・解析及びその過程等の特記仕様書に定められた調査・計画項目に対応させて、現地の状況を示す写真とともにとりまとめるものとする。
- 3 受注者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 4 報告書以外の成果物として、次のものを提出するものとする。
 - (1) 調査（又は試験）毎に、調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色含む）・試験箇所・試験方法・地盤状況・測定値・荷重強度－変異曲線・地盤の変形係数・試験結果等
 - (2) 作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査結果に従い、柱状図に整理し提出するものとする。
 - (3) 採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入し提出しなければならない。
なお、未固結の試料は1 m毎又は土層毎に標本ビンに密封して収納するものとする。
 - (4) コア写真は、調査件名・孔番号・深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定については一般的な成果品を明示しているに過ぎないため、本業務の目的を踏まえたうえで、成果品の詳細な内容については、業務計画書の中で記載するものとする。
- 6 受注者は、発注者の利用環境にある Word (Microsoft Office)・Excel (Microsoft Office)・CAD (Auto-CAD) 等で報告書を作成し、成果品を提出するものとする。
なお、発注者の利用環境を重視したことにより、「大阪府電子納品要領（案）【業務委託編】」及び「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（国土交通省）に基づかないことについては差し支えないものとする。

第4章 業務内容（都市計画道路千里丘朝日が丘線本線縦断修正設計）

（目的）

第28条 本修正設計は、都市計画道路千里丘朝日が丘線概略設計により決定された道路縦断について、道路構造令等の基準に適合し、かつ隣接民有地への影響を最小限に抑えることを目的に、縦断線形の比較検討を行い、最適な縦断及び横断線形を決定し、既存資料の修正設計を行うことを目的とする。

（縦断線形比較検討）

第29条 受注者は、以下の条件を考慮して道路縦断線形の修正に向けた比較検討を行うものとする。

なお、比較検討に必要な地盤高資料については発注者から受注者に貸与するものとする。

- （1）摂津市道1号線及び当該都市計画道路への各民有地建物からの出入り高さ
- （2）建物撤去後の残地の地盤高さ
- （3）大阪高槻京都線（千里丘交差点）との擦付け
- （4）山田千里丘交差点との擦付け

（設計図）

第30条 受注者は、前項の比較検討で採用した最適案について、以下の設計図を作成するものとする。

- （1）縦断図（道路中心線）【現況地盤高及び計画高記載】
- （2）縦断図（官民境界（左））【現況地盤高・計画高・隣接民有地・出入高さ記載】
- （3）縦断図（官民境界（右））【現況地盤高・計画高・隣接民有地・出入高さ記載】
- （4）横断図【現況地盤高及び計画高記載】

（報告書作成）

第31条 受注者は、次の各号について取りまとめるものとする。

- （1）修正設計業務成果概要書

修正設計業務成果概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、とりまとめるものとする。

- （2）設計図面

設計図面は、本特記仕様書に定めるもののほか監督員の指示に従うものとする。

- 2 受注者は、業務の目的を踏まえ、修正設計の各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。
- 3 受注者は、業務報告書の作成にあたっては、その検討・解析及びその過程等を特記仕様書に定められた調査・計画・設計項目に対応させて、現地の状況を示す写真とともにとりまとめるものとする。

- 4 受注者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定については一般的な成果品を明示しているに過ぎないため、本業務の目的を踏まえたうえで、成果品の詳細な内容については、業務計画書の中で記載するものとする。
- 6 受注者は、発注者の利用環境にある Word (Microsoft Office)・Excel (Microsoft Office)・CAD (Auto-CAD) 等で報告書を作成し、成果品を提出するものとする。

なお、発注者の利用環境を重視したことにより、「大阪府電子納品要領（案）【業務委託編】」及び「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（国土交通省）に基づかないことについては差し支えないものとする。

第5章 業務内容（橋梁予備設計）

（目的）

第32条 別添3の「橋梁予備設計位置図」に示す箇所において私有工作物（進入用斜路）としての橋梁が存在し、当該橋梁の橋台については都市計画道路区域内に存している。また、当該橋梁の路面高は、都市計画道路の計画高よりも約40cm高いことから、少なくとも当該橋梁の路面高を改修する必要性が生じている。

本予備設計は、これら高低差の解消（及び既設工作物撤去）を目的に、既存の関連資料を基に、上部工、下部工及び基礎工について比較検討を行い、最適橋梁形式とその基本的な橋梁諸元を決定することを目的とする。

（設計計画）

第33条

（1）設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「第8条 業務計画書」に示す業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（2）設計条件の確認

受注者は、既設橋梁の幾何構造、荷重条件等（土質条件を踏まえた基礎の設計条件及び耐震設計を含む。）設計施工上の基本条件を確認し、当該設計用に整理するものとする。なお、既設橋梁の設計条件は土木設計ではなく、建築基準法等に基づき設計している可能性が高い。

設計条件の確認の第1前提としては、都市計画道路内に橋台を残置した場合に発生する課題、問題点等を整理し、当該橋台の撤去の必要性を明確にした資料を作成するものとする。ただし、後述の比較案の選定にあつては、当該橋台の撤去を拘束するものではない。

既設橋梁の資料については発注者から受注者に貸与する予定であるが、発注者から受注者に対して地元関係者から既存資料の貸与を受けることを指示する場合がある。この場合

において、貸与を受けるために経費が発生した場合には、発注者と受注者が協議のうえ、必要に応じて設計変更の対象とする。

(3) 橋梁形式の比較選定

受注者は、橋長、支間割の検討を行い、架橋地点の橋梁としてふさわしい橋梁形式数案について、発注者・摂津市及び地元関係者の間で合意形成が図れることを目的に、構造特性・施工性・経済性・維持管理・営業動線確保等の総合的な観点から技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、少なくとも下記①から④に示す4案以上の案を選定するものとする。橋梁新設案には、解体撤去も考慮するものとする（次項以降の業務においても同様とする。）。

なお、選定した比較橋梁形式の数量増による設計変更は行わないものとし、後記の各業務内容においても同様とする。

- ① 1案 計画道路高さに合わせ端部主桁及び橋台を改築する案
- ② 2案 既設橋梁端部主桁の一部を切断し新たな橋台を民有地内に設置し、都市計画道路との間を擁壁構造（土工区間）とする案
- ③ 3案 既設橋梁端部主桁を切断し現況橋脚を橋台扱いして計画道路との間を擁壁構造（土工区間）とする案
- ④ 4案 1案～3案以外の改築案

(4) 基本事項の検討

受注者は、当該既設橋梁の設計が土木設計に準じた設計でない可能性が高いことから、前記比較案の検討を行う際には、当初設計の各種基準及び仕様等を適切に把握したうえで当初設計の考え方等に適合するよう検討しなければならない。

特に、③3案については構造系が変更されるため、特に配慮したうえで、複合的に適切な検討を行わなければならない。

なお、設計を実施する橋梁形式比較案に対して下記に示す事項を標準として技術的検討を加え、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には、概略設計図から断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性、維持管理（施工期間を含む。）、環境について得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

- ① 構造特性（安定性、耐震性、走行性（快適性及び安全性を含む。））
- ② 施工性（既設橋梁改修・撤去を含めた施工の安全性、難易性、確実性、工事用道路及び作業ヤード）

特に、施工性を検討するにあたっては、現状の交通及び地下埋設物のみならず、既設の電柱や電線類についても考慮するものとする。道路・交通及び沿道状況、地層・地質及び地下水条件、地下埋設物並びに近接構造物を踏まえたうえで、施工・仮設計画（交通処理計画等）を立案するものとする。

- ③ 経済性（進入店舗への移動経路確保・施工期間等を含む。）
- ④ 維持管理（耐久性・管理の難易性）
- ⑤ 環境との整合（修景、騒音、振動、近接施工）

(設計計算)

第34条 受注者は、当初設計が土木設計に準じた設計である場合には、上部工の設計計算については、主要点（主桁最大モーメント又は軸力の生じる箇所）の概算応力計算及び概略断面検討を行い、支間割、主桁配置、桁高、主構及び補強方法等の決定を行うものとする。

下部工及び基礎工については、躯体及び基礎工の形式規模を想定し、概算の応力計算及び安定計算を行うものとする。ただし、土木設計以外の設計手法を採用する場合には、当該設計手法を踏まえうえて、本条前段に準じた設計計算を行うものとする。

(設計図)

第35条 受注者は、橋梁形式比較案のそれぞれに対し、一般図（平面図、側面図、上下部工・基礎工主要断面図）を作成し、道路との関連、建築限界等を記入するほか土質柱状図を記入するものとする。

なお、構造物の基本寸法の表示は、橋長、支間、桁間隔、下部工及び基礎工の主要寸法を基本とする。

(概算工事費算出)

第36条 橋梁形式比較案のそれぞれに対し、概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出し、それを基に概算工事費を算定するものとする。

(照査)

第37条 照査技術者は、「第5条 照査計画作成及び照査の実施」に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- (1) 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- (2) 一般図を基に橋台位置、径間割り、支承条件及び地盤条件と橋梁形式の整合が適切に図られているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- (3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、仮設工法と施工法の確認を行い、施工時応力についても照査を行う。
- (4) 設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

(報告書作成)

第38条 受注者は、次の各号についてとりまとめるものとする。

- (1) 予備設計概要書

予備設計概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、とりまとめるものとする。

なお、本概要書には、下記事項について解説し、とりまとめるものとする。

- ① 設計条件
- ② 橋梁形式比較案毎に当該構造物の規模及び形式選定の理由
- ③ コントロールポイント
- ④ 主要部材の概略数量
- ⑤ 概算工事費
- ⑥ 主桁主要断面寸法、下部工躯体及び基礎寸法、くい本数等概略計算の主要結果
- ⑦ 施工手順概要書
- ⑧ 詳細設計に向けての必要な調査・検討事項

(2) 設計計算書等

計算項目は、本特記仕様書に定めるもののほか監督員の指示に従うものとする。

(3) 設計図面

設計図面は、本特記仕様書に定めるもののほか監督員の指示に従うものとする。

(4) 数量計算

一般図等に基づいて概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出するものとする。

(5) 概算工事費

概算工事費は、監督員と協議した単価と、前号の規定に従って算出した概算数量を基に算定するものとする。

(6) 施工計画書

施工計画書は、工事施工にあたって必要な次の事項の基本的内容を記載するものとする。

- ① 施工計画表
- ② 使用機械
- ③ 施工方法（交通処理計画・資機材搬入計画を含む。）
- ④ 施工管理
- ⑤ 仮設備計画
- ⑥ 特記事項その他（留意事項を含む。）

- 2 受注者は、業務の目的を踏まえ、予備設計の各段階で作成された成果を基に業務の方法、過程、結論について記した報告書を作成する。
- 3 受注者は、業務報告書の作成にあたっては、その検討・解析及びその過程等を特記仕様書に定められた調査・計画・設計項目に対応させて、現地の状況を示す写真とともにとりまとめるものとする。
- 4 受注者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。
- 5 第1項から前項までの規定については一般的な成果品を明示しているに過ぎないため、本業務の目的を踏まえたうえで、成果品の詳細な内容については、業務計画書の中で記載するものとする。
- 6 受注者は、発注者の利用環境にある Word (Microsoft Office)・Excel (Microsoft Office)・CAD (Auto-CAD) 等で報告書を作成し、成果品を提出するものとする。

なお、発注者の利用環境を重視したことにより、「大阪府電子納品要領（案）【業務委託編】」及び「土木設計業務等の電子納品要領（案）」（国土交通省）に基づかないことについては差し支えないものとする。

（地震時保有水平耐力法による耐力照査）

第 39 条 橋台、橋脚の位置を決定するにあたり、躯体の寸法、支間割及び支障条件等は建築限界等と密接に関係するため、諸条件のポイントとなる橋台、橋脚について必要に応じて地震時保有水平耐力法による耐力照査を行うものとする。

（関係機関との協議資料作成）

第 40 条 関係機関との協議用資料（施工計画を含む。）、説明資料作成を行う。

第 6 章 業務内容（道路擁壁予備設計）

（目的）

第 41 条 別添 4 の「道路擁壁予備設計位置図」に示す箇所において、都市計画道路区域外の現況地盤高は都市計画道路計画高よりも約 3 m 低いため、本予備設計は、都市計画道路築造目的との適合性・構造物の安定性・施工性・維持管理・経済性の観点から擁壁の構造形式の比較検討を行い、最適な構造形式と基本構造諸元を決定することを目的とする。

（設計計画）

第 42 条 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「第 8 条 業務計画書」に示す業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（設計条件の確認）

第 43 条 受注者は、現況道路幅員、現況交通量、道路地下に埋設されているガス管・水道管（吹田市・摂津市）・下水道管（吹田市・摂津市）、都市計画道路の幾何構造並びに荷重条件等、設計施工上の基本条件の確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義がある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

（比較形式選定）

第 44 条 受注者は、比較形式の選定にあたって、現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議の上、少なくとも下記 4 案以上を選定するものとする。

なお、選定した比較形式の数量増による設計変更は行わないものとする。

- ① 1 案 プレキャスト擁壁案

- ② 2案 現場打擁壁案
- ③ 3案 自立式土留め擁壁案
- ④ 4案 特殊擁壁案

(概略設計計算)

第45条 受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大モーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。あわせて、影響する作用を踏まえたうえで、要求性能を満足することを確認するものとする。

(基礎工検討)

第46条 受注者は本土工の比較案に対して、適応すると思われる基礎を選定し、地質・土質調査結果を基に、概略安定・応力検討を行うものとする。また、影響する作用及び組み合わせに対して選定した要求性能を満足することを確認する。

なお、選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行うものとする。選定した比較形式案全てにおいて基礎工検討の必要性がない場合には、設計変更を行うものとする。

(概略設計図)

第47条 受注者は、上記までの検討結果に基づき、原則、選定した比較案全てについて概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

- (1) 側面図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 主要点高さ
- (5) 交差条件等
- (6) 建築限界
- (7) 設計条件（使用材料・許容応力度・荷重条件）

(関係機関との協議資料作成)

第48条 関係機関との協議用資料（施工計画を含む。）、説明資料作成を行う。

(概算工事費算出)

第49条 受注者は、「第47条 概略設計図」で作成した概略設計図に基づき、各案の概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出し、これと、監督員と協議した単価をもとに、各案の概算工事費を算定するものとする。

(比較一覧表の作成)

第50条 受注者は、選定した比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には、概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性（施工期間を含む。）、維持管理、環境について得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

特に、施工性を検討するにあたっては、道路・交通及び沿道状況（隣接民有地利用状況、電柱・電線類設置状況等）、地層・地質及び地下水条件、地下埋設物並びに近接構造物を踏まえたうえで、施工・仮設計画（交通処理計画等）を立案するものとする。

（照査）

第51条 照査技術者は、「第5条 照査計画作成及び照査の実施」に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- （1）基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に、地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- （2）一般図を基に、現況構造物や道路計画高及び隣接民有地地盤高との取り合い並びに地盤条件とその構造物の整合性が適切にとれているかの照査を行う。また、埋設物、支障物件、周辺との近接等、施工条件が設計計画に反映されているかの照査を行う。
- （3）設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。また、現況交通量を踏まえたうえでの仮設工法と施工法の確認を行う。
- （4）設計計算、設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し、照査を行う。

（報告書作成）

第52条 受注者は、「第38条 報告書作成」に示す事項についてとりまとめるものとする。ただし、「第1項（1）予備設計概要書」については以下のとおりとする。

（1）予備設計概要書

予備設計概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、とりまとめるものとする。

なお、本概要書には、下記事項について解説し、とりまとめるものとする。

- ① 設計条件
- ② 比較案毎に当該構造物の規模及び形式選定の理由
- ③ コントロールポイント
- ④ 構造形式決定経緯と選定理由
- ⑤ 主要断面の設計計算結果
- ⑥ 概算工事費
- ⑦ 詳細設計に向けての必要な調査・検討事項
- ⑧ 施工手順概要書

第7章 業務内容（民有地内掘割部擁壁等予備設計）

（目的）

第53条 別添5の「民有地内掘割部擁壁等予備設計位置図」に示す箇所において、隣接民間建物（地上4階・地下1階）が現況道路（摂津市道千里丘4号線）面地盤高に対して、地下構造となっている。また、当該建物本体は、都市計画道路区域内に存しないが当該建物内店舗への出入部である階段の一部が都市計画道路区域内に存するとともに、建物地下部分と現況道路（摂津市道千里丘4号線）との間には掘割擁壁が存在している。このため、都市計画道路を新設するにあたっては、擁壁等の構造物建設等の措置を講じる必要がある。

以上のことから、本予備設計業務は当該区間内での都市計画道路新設にあたって、都市計画道路新設計画との適合性・構造物の安定性・施工性・経済性・維持管理及び周辺交通環境への負荷等との観点から総合的に俯瞰した中で各構造形式の比較検討を行い、最適な構造形式と基本構造諸元を決定することを目的としている。

（設計計画）

第54条 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「第8条 業務計画書」に示す業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（設計条件の確認）

第55条 受注者は、現況道路幅員、現況交通量、道路地下に埋設されているガス管・水道管（吹田市・摂津市）・下水道管（吹田市・摂津市）、都市計画道路の幾何構造並びに荷重条件等、設計施工上の基本条件の確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義がある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

また、既設掘割擁壁の構造を非破壊試験で調査し、設計条件として整理するものとする。

（比較形式選定）

第56条 受注者は、比較形式の選定にあたって、現地状況、基本条件に対して適当と思われる形式を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議の上、少なくとも下記5案以上を選定するものとする。

なお、選定した比較形式の数量増による設計変更は行わないものとする。

- ① 1案 既設掘割擁壁補強案
- ② 2案 都市計画道路内重力擁壁案
- ③ 3案 都市計画道路内現場打ちRC擁壁案
- ④ 4案 自立式土留め擁壁案
- ⑤ 5案 隣接民有地建物撤去による民有地造成案

(概略設計計算)

第 57 条 受注者は、比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大モーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。あわせて、影響する作用を踏まえたうえで、要求性能を満足することを確認するものとする。

(基礎工検討)

第 58 条 受注者は本土工の比較案に対して、適応すると思われる基礎を選定し、地質・土質調査結果を基に、概略安定・応力検討を行うものとする。また、影響する作用及び組み合わせに対して選定した要求性能を満足することを確認する。

なお、選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行うものとする。選定した比較形式案全てにおいて基礎工検討の必要性がない場合には、設計変更を行うものとする。

(概略設計図)

第 59 条 受注者は、上記までの検討結果に基づき、原則、選定した比較案全てについて概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

- (1) 側面図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 主要点高さ
- (5) 交差条件等
- (6) 建築限界
- (7) 設計条件（使用材料・許容応力度・荷重条件）

(関係機関との協議資料作成)

第 60 条 関係機関との協議用資料（既設掘割擁壁撤去の有無による比較及び施工計画を含む。）、説明資料作成を行う。

(概算工事費算出)

第 61 条 受注者は、「第 59 条 概略設計図」で作成した概略設計図に基づき、各案の概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出し、これと、監督員と協議した単価をもとに、各案の概算工事費（ただし、建物本体の撤去費用の算定は除く。）を算定するものとする。

(比較一覧表の作成)

第 62 条 受注者は、選定した比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には、概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性（施工期間を含む。）、維持管理、環境について得失及び問題点を記述し、各比較案の評価を行い、最適構

造形式を明示するものとする。

特に、施工性を検討するにあたっては、道路・交通及び沿道状況（隣接民有地利用状況、電柱・電線類設置状況等）、地層・地質及び地下水条件、地下埋設物並びに近接構造物を踏まえたうえで、施工・仮設計画（交通処理計画及び既設掘割擁壁撤去方法等）を立案するものとする。

（照査）

第 63 条 照査技術者は、「第 5 条 照査計画作成及び照査の実施」及び「第 51 条 照査」に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

（報告書作成）

第 64 条 受注者は、「第 52 条 報告書作成」に示す事項についてとりまとめるものとする。

第 8 章 業務内容（墓地移転計画予備設計）

（目的）

第 65 条 別添 6 の「墓地移転計画予備設計位置図」に示す墓地の一部が都市計画道路区域内に存在していることから、都市計画道路を新設するにあたっては、一部使用者の墓地区画及び墓石並びに墓地管理組合所有物の一部を移転する必要がある。また、都市計画道路区域内に存する墓地区画は 13 区画であるが、都市計画道路計画地盤高よりも隣接箇所の墓地地盤高が約 50cm 高いことから、設計内容及び施工方法によっては移転対象区画数が増加する可能性がある。このため、本計画予備設計は、補償基準及び実現性並びに施工性等の観点から総合的に俯瞰した中で、現在の墓地に隣接する箇所に移転対象となる墓石等を移転する計画を定めることを目的としている。

（設計計画）

第 66 条 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「第 8 条 業務計画書」に示す業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

（設計条件の確認）

第 67 条 受注者は、墓地利用及び墓石配置の状況、墓地地盤高及び都市計画道路計画高、現況道路幅員及び現況交通量、道路の地下に埋設されているガス管・水道管（吹田市・摂津市）・下水道管（吹田市・摂津市）、都市計画道路の幾何構造並びに荷重条件等、設計施工上の基本条件の確認を行うとともに、関係機関との対外協議の既往資料及び貸与資料を当該設計用に整理し、その内容に疑義がある場合及び不足資料がある場合は、監督員に報告し、指示を受けるものとする。

現地踏査において、墓地利用及び墓石配置の状況を調査し、設計条件として整理するものとする。

(官民境界部擁壁比較選定)

第 68 条 受注者は、比較形式の選定にあたって、現地状況、基本条件に対して適当と思われる比較案を抽出し、施工時のリスク・維持管理・移転区画数等を踏まえたうえで、監督員と協議の上、比較すべき構造形式案を選定するものとする。

(墓地移転候補地案の比較選定)

第 69 条 受注者は、比較案の選定にあたって、現地状況、基本条件に対して適当と思われる比較案を抽出し、技術的特徴、課題を整理し、評価を加えて、監督員と協議の上、別添 7 の「墓地移転検討対象候補地」を参照の上、少なくとも下記 3 案以上を選定するものとする。

なお、選定した移転候補地の数量増による設計変更は行わないものとし、後記の業務内容（擁壁等の構造形式の比較）においても同様とする。

各候補地の現況地盤高と候補地隣接の墓地地盤高に高低差が生じる場合には、移転候補地と現況墓地面が連続した高さとなるよう造成することを前提に、必要に応じて、現地状況、基本条件に対して適当と思われる擁壁等の構造形式の比較案を抽出し、施工時のリスク・維持管理等を踏まえたうえで、監督員と協議の上、比較すべき構造形式案を選定するものとする。

① 1 案 摂津市道千里丘 1 号線線形変更による北側移転案

【留意事項】

線形変更する摂津市道の平面計画図、縦断計画図、横断計画図を作成すること。また、現況市道に埋設している占用物件（水道、下水、ガス、関電柱、NTT 柱）を調査し、付け替え案を提示すること。

用地買収が必要となる国家公務員共済組合連合会所有の社宅内にある駐車場については再配置の計画を立案すること。

② 2 案 用地（38 番 1・39 番 1）確保による墓地の南西側への拡張案

【留意事項】

現状の事業所内の通路については、事業者の要望を考慮して計画すること。また新たな擁壁が必要となるため、これらの施工についても考慮すること

③ 3 案 用地（38 番 1）確保による千里丘 1 号線に隣接する南側法面への移転案

【留意事項】

現状事業所内の土地のため、事業者の要望を考慮して計画すること。また新たな擁壁が必要となるため、これらの施工についても考慮すること。

(概略設計計算)

第 70 条 受注者は、各比較選定における比較形式各案の構造形状を想定し、主要点の概略応力（最大モーメント、せん断力、軸力）や概略安定計算を行うものとする。あわせて、影響する作用を踏まえたうえで、要求性能を満足することを確認するものとする。

(基礎工検討)

第 71 条 受注者は各比較選定における本体工の比較案に対して、適応と思われる基礎を選定

し、地質・土質調査結果を基に、概略安定・応力検討を行うものとする。また、影響する作用及び組み合わせに対して選定した要求性能を満足することを確認する。

なお、選定した要求性能を満足しない場合には、対策工法の概略設計を行うものとする。選定した比較形式案全てにおいて基礎工検討の必要性がない場合には、設計変更を行うものとする。

(概略設計図)

第 72 条 受注者は、上記までの検討結果に基づき、原則、選定した比較案全てについて概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出すべく下記の概略設計図を作成する。概略設計図は構造全体概要図を作成するものであり、以下の内容について記載するものとする。

- (1) 側面図
- (2) 平面図
- (3) 断面図
- (4) 主要点高さ
- (5) 設計条件（使用材料・許容応力度・荷重条件）

(関係機関との協議資料作成)

第 73 条 関係機関との協議用資料（施工計画を含む。）、説明資料作成を行う。

(パース作成)

第 74 条 受注者は、監督員と協議のうえ墓地移転の状況が明瞭となるよう視点場を設定し、監督員の指示に従いパースを作成するものとし、作成枚数については、原則、設計変更の対象とする。

なお、当初設計数量に比して大きな数量増減がある可能性がある。

(概算工事費算出)

第 75 条 受注者は、「第 72 条 概略設計図」で作成した概略設計図に基づき、各案の概算数量（施工仮設数量を含む。）を算出し、これと、監督員と協議した単価をもとに、各案の概算工事費を算定するものとする。

なお、道路占用者の移設が必要な場合には、あわせて、これに要する費用の概算工事費を算定するものとする。

(比較一覧表の作成)

第 76 条 受注者は、選定した比較案に関する検討結果をまとめ、比較一覧表を作成するものとする。比較一覧表には、概略設計図より断面図を記入し、構造特性、施工性、経済性（施工期間を含む。）、維持管理、環境について得失及び問題点を記述するとともに、各比較案の評価を行い、最適構造形式を明示するものとする。

特に、施工性を検討するにあたっては、道路・交通及び沿道状況（隣接民有地利用状況、電

柱・電線類設置状況等)、地層・地質及び地下水条件、地下埋設物並びに近接構造物を踏まえたうえで、施工・仮設計画(交通処理計画等)を立案するものとする。

(照査)

第77条 照査技術者は、「第5条 照査計画作成及び照査の実施」及び「第51条 報告書作成」に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

(報告書作成)

第78条 受注者は、「第52条 報告書作成」に示す事項についてとりまとめるものとする。

第9章 業務内容(千里丘1号線道路予備設計)

(目的)

第79条 本業務における各種検討結果を踏まえ、摂津市道千里丘1号線を北側に線形変更する場合の予備設計を行うことを目的とする。

なお、各種検討の結果当該予備設計の必要がないと監督員が判断した場合は、設計変更を行うものとする。

(設計計画)

第80条 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、「第8条 業務計画書」に示す業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

(設計図及び関係機関との協議資料作成)

第81条 受注者は、以下の設計図等を作成するものとする。

- (1) 平面図(道路占用物件移設予定箇所図を含む。)
- (2) 縦断図
- (3) 標準横断図(民有地擁壁図を含む。)
- (4) 横断図(民有地擁壁図を含む。)
- (5) 構造図(民有地擁壁図を含む。)
- (6) 用地補償平面図
- (7) 地下埋設物合せ図(各埋設物については調査済み。)

2 関係機関との協議用資料(施工計画を含む。)、説明資料作成を行う。

(概算工事費算出)

第82条 受注者は、前条第1項で作成した概略設計図に基づき、各案の概算数量(施工仮設数量を含む。)を算出し、これと監督員と協議した単価をもとに、各案の概算工事費を算定するものとする。なお、道路占用者の移設が必要な場合には、あわせて、これに要する費用の概算を算

定するものとする。

(照査)

第 83 条 照査技術者は、「第 5 条 照査計画作成及び照査の実施」及び「第 51 条 報告書作成」に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

(報告書作成)

第 84 条 受注者は、「第 52 条 報告書作成」に示す事項についてとりまとめるものとする。ただし、「第 1 項 (1) 予備設計概要書」については以下のとおりとする。

(1) 予備設計概要書

予備設計概要書は、設計業務の条件、特に考慮した事項、コントロールポイント、検討内容、施工性、経済性、耐久性、維持管理に関すること、美観、環境等の要件を的確に解説し、とりまとめるものとする。

なお、本概要書には下記事項について解説し、とりまとめるものとする。

- ① 計画の概要
- ② 知己の現況及び関連協議資料
- ③ コントロールポイント
- ④ 各種検討の経緯と関連協議資料
- ⑤ 設計計算書
- ⑥ 概算工事費
- ⑦ 詳細設計に向けての必要な調査・検討事項
- ⑧ 用地幅杭調書

(別添 1)

個人情報取扱いに係る特記事項

(個人情報を取扱う際の基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関連して個人情報を扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、吹田市情報セキュリティポリシー（平成29年5月18日制定）、吹田市個人情報保護条例（平成14年吹田市条例第7号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令を遵守しなければならない。

(収集の制限)

第2条 受注者は、本契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、個人情報の処理を自ら行うものとし、委託業務の全部又は大部分を再委託してはならない。

2 受注者は委託業務の一部を再委託しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得るに当たっては、次の各号に規定する事項を記載した書面の提出を行わなければならない。

- (1) 受任者又は下請負人の商号又は名称
- (2) 再委託業務の内容
- (3) 再委託期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託業務において取扱う個人情報項目
- (6) その他発注者が必要と認める事項

4 受注者は、再委託契約において、個人情報の安全管理の方法について具体的に指示し、監督を行うとともに、発注者の求めに応じて、受任者又は下請負人の状況等を報告しなければならない。

5 受注者は、委託業務の一部を再委託する場合には、受注者と受任者又は下請負人との契約内容にかかわらず、受任者又は下請負人の当該処理に関する行為について責任を負うものとする。

(責任体制)

第4条 受注者は、個人情報の取扱いに関する責任体制及び管理責任者を定め、書面により発注者に通知しなければならない。

2 受注者及び受注者の管理責任者は、発注者から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(委託業務の調査等)

第5条 発注者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受注者に対し、個人情報を

取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は発注者の職員を受注者の事務所に立ち入らせることができる。

2 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

3 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めて発注者に提出し、その承諾を得なければならない。

(事故の防止及び発生時における責任)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、毀損及びその他の事故（以下「漏えい事故」という。）を未然に防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、漏えい事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、事故の対応について発注者の指示に従わなければならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

3 受注者は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、発注者と協力して必要な措置を講じ、かつ、発注者の指示に従わなければならない。

4 受注者は、漏えい事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡並びに証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

(資料等の返還等)

第7条 受注者は、本契約業務を処理するために発注者から提供され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、契約期間満了後又は契約解除後直ちに発注者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、事前に消去し、又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名及び数量、消去又は廃棄の方法並びに処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去し、又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

5 受注者は、第1項の規定により個人情報を消去し、又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を発注者に提出しなければならない。

(個人情報の管理方法)

第8条 受注者は、個人情報を、善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、本契約業務以外の用途に使用してはならない。

2 受注者は、個人情報の保管に当たっては本契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

3 受注者は、発注者の承諾を得ることなく個人情報を発注者の指定する場所以外の場所に持ち出してはならない。

4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、委託業務を実施するために発注者から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(秘密の保持)

第9条 受注者は、個人情報の内容を他人に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、前項の規定に違反したときは、直ちに発注者においてその事実及び経過について公表されても一切異議申し立てを行うことができない。

3 受注者は、本契約業務に従事する従業員に秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書を発注者に対して提出しなければならない。

(教育及び研修)

第10条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、従事者が遵守すべき事項、本契約業務の適切な履行のために必要な事項及び次の各号に規定する関連法令等について、本契約業務に従事する従業員に対して教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

(2) 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成26年12月18日特定個人情報保護委員会公布)

(3) 吹田市個人情報保護条例

(4) 吹田市情報セキュリティポリシー

(発注者の解除権)

第11条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(補則)

第12条 受注者は、個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、発注者と協議し、その指示に従わなければならない。

2 本特記事項に定める事項(第3条を除く)は、第3条により受注者から再委託を受けた受任者又は下請負人についても適用する。

秘密の保持等の適正な取扱いに関する誓約書

令和 年 月 日

吹田市長 宛

元請業者の社員だけでなく、再委託先の社員についても提出が必要です。(再委託先の場合は、「所在地」「名称」「代表者」は再委託先のものを記載します。)

所在地 _____
名 称 _____
代表者 _____ 印

私は、吹田市と _____ が、令和 年 月 日に締結した _____ に基づく業務（以下「本契約業務」という。）に従事するに当たり、次の事項の遵守を誓約します。

- 1 従事する期間中は、吹田市情報セキュリティポリシー、吹田市個人情報保護条例及び個人情報保護法等関係法令並びに吹田市の執務ルールを遵守し、誠実に職務を遂行すること。
- 2 本契約業務を行う上で知り得た個人情報等の情報を他人に知らせ、又は本契約業務以外の目的に使用しないこと。また、本契約業務が終了し、又は解除された後においても同様とすること。
- 3 本契約業務を行う上で使用したデータファイル、プログラムその他本契約業務に関する資料を本契約業務以外の用に供すること、並びに本契約業務用に指定された媒体以外への複写及び複製を行わないこと。また、吹田市情報セキュリティ責任者（吹田市土木部長（又は理事（事業企画調整担当））の承諾なしに持ち出さないこと。
- 4 インターネット等を利用して外部と情報連絡を行う場合、吹田市職員が指示する情報以外の情報を流さないこと。
- 5 本契約業務を行う上で貸与を受けた資料、データ、電子記録媒体等は本契約業務終了後、速やかに返却すること。サーバ、パソコン等に蓄積したデータ等は完全に消去すること。
- 6 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- 7 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- 8 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、媒体の保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- 9 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わないこと。
- 10 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいの恐れがある、業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

部署等	氏名	印

令和 年 月 日

個人情報の取扱いに係る責任体制等の届出書

吹田市長 様

(会社名)

(所在地)

(代表社名)

印

令和 年 月 日に契約を締結した「〇〇業務」について、下記のとおり個人情報に関する取扱いを定めます。

記

1 責任体制及び管理責任者

管理 責任者	部署名	
	役職名及び氏名	
【責任体制】（業務関係者の体制等を記載）		

2 個人情報の取扱いの状況に関する報告手順

(1) 定期報告手順

(2) 緊急時報告手順

